

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
その翌日)

目次

- ◇ 告示 保険医療機関等の指定
保険薬剤師の登録
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの
- 入会林野整備計画の適否の決定(二件)
- 入会林野整備計画の認可
- 林業種苗法による生産事業者の登録
- 土地改良事業計画の決定
- 開発行為に関する工事の完了
- ◇ 教委告示 教育委員会の招集
- ◇ 人委規則 寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

告示

鳥取県告示第七百十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和五十一年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
鳥取生協病院	鳥取市末広温泉町二五二	昭和五十一年九月一日
上村整形外科医院	戎町一〇六	"
安田医院	青葉町一丁目二二七	"
武信産婦人科医院	材木町一五二	"
庄司医院分院	湖山町下外浜一三〇七の四	"
野口内科	米子市角盤町四丁目五	"
芦立外科脳神経外科医院	米川添西福原字西原新道三七〇の四	"

水谷 医院	倉吉市仲ノ町七七〇	九月五日
門脇 内科医院	境港市明治町一七二	一日
医療法人 元町 病院	元町一八九四	"
井田 内科医院	小篠津町八九八	"
江頭 歯科医院	鳥取市田園町四丁目 三六一	"
福田整形外科医院	材木町一五二	六日
上原産婦人科医院	倉吉堺町二丁目 九六二の二	八月十六日
川西 歯科医院	西倉吉町二一	九月一日
鳥田産業有限会社 米子 店	米子市西倉吉町六四	"

鳥取県告示第七百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十一年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
林 兼之亮	鳥薬第三四〇号	昭和五十一年九月一日
足立 恵子	" 第三四一号	" 二日

鳥取県告示第七百十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
足立 歯科医院	境港市上道町一、八五五	昭和五十一年七月三十一日

鳥取県告示第七百十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の

規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所 在 地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
足立齒科医院	境港市上道町一、八五五	全国	昭和五十一年七月三十一日

鳥取県告示第七百二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
岸 岡 素 子	鳥国葉第三三七号	昭和五十一年八月九日
前 畑 洋 一	第三三八号	十三日
稲 田 泰 博	第三三九号	二十一日

鳥取県告示第七百二十一号

八頭郡船岡町大字橋本四一一番地橋本地区入会林野整備組合長田中篤美から申請のあつた橋本地区入会林野整備計画については、昭和五十一年八月十二日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

橋本地区入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び船岡町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十二号

気高郡青谷町大字澄水六三番地一先澄水入会林野整備組合組合長棚田行雄から申請のあつた澄水入会林野整備計画については、昭和五十一年七月三十日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、

次のとおり告示する。

昭和五十一年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

澄水入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月十六日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十三号

西伯郡西伯町大字上中谷五九七番地大河内入会林野整備組合組合長長尾節から申請のあつた大河内入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十一年九月八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百二十四号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の氏名	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
百八十九	米原茂寿	東伯郡三朝町大字中津三七二番地の一	穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成	米原苗畑	東伯郡三朝町大字中津

鳥取県告示第七百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十一年五月十七日付けで東伯郡東伯町大字八橋九四五番地農事組合法人牧ノ内果樹生産組合ほか十五人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（東伯地区樹園地農道網整備）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良（東伯地区樹園地農道網整備）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年九月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百二十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年九月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年七月一日 鳥取県指令受倉土維第四百二十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

倉吉市上余戸字古屋敷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市上余戸二八二番地

山口金十郎

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十八号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十一年九月十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一日時 昭和五十一年九月二十七日 午後一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について

(2) その他

人事委員会規則

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年九月十四日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十号

寒冷地手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

寒冷地手当の支給に関する規則（昭和三十九年十月鳥取県人事委員会規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項に次の一号を加える。

五 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第三条第二項の規定による育児休業の許可を受けている職員

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十一年八月三十一日から適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】